

2025年5月14日

各 位

住 所	東京都渋谷区桜丘町 26 番 1 号
会 社 名	GMO インターネット株式会社
代 表 者	代表取締役 社長執行役員 伊藤 正 (コード番号 4784 東証プライム)
問い合わせ先	執行役員 菅谷 俊彦
T E L	03-5728-7900
U R L	<a href="https://www.internet.gmo/">https://www.internet.gmo/</a>

## 上場維持基準の充足を目指した株式の売出しに関するお知らせ

当社は、2025年5月14日開催の取締役会において、当社普通株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

当社は、2025年1月1日より、当社の親会社であるGMOインターネットグループ株式会社（証券コード9449：東証プライム）のインターネットインフラ事業及びインターネット広告・メディア事業を吸収分割により承継し、上場先となる市場についても従前の東京証券取引所スタンダード市場から、東京証券取引所プライム市場に同日付で変更となっております。しかしながら、当社は2025年3月10日に「上場維持基準への適合に向けた計画に基づく進捗状況について（プライム市場における適合計画と、旧市場であるスタンダード市場での上場維持基準適合について）」においてお知らせいたしましたとおり、東京証券取引所プライム市場における「流通株式時価総額」及び「流通株式比率」の上場維持基準を充たしておりません。本売出しは、上場維持基準の適合の取り組みとして、流通株式比率増加による上場維持基準の充足を目指して実施するものであり、また、本売出しにより流通株式時価総額に関しても上場維持基準を充たすことを見込んでおります。この取り組みを通じて、当社の中長期的な企業価値の向上及び持続的な成長につき、投資家の理解を促進するとともに、プライム市場における上場維持基準の継続的な適合を目指してまいります。

日本を代表する総合インターネットグループへ **GMO**

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の普通株式の売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなされますようお願いいたします。この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。

## 記

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 91,700,000 株
- (2) 売出人 GMO インターネットグループ株式会社
- (3) 売出価格 未定（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、2025 年 5 月 29 日（木）に提示される予定の仮条件に基づき、需要状況等を勘案した上で、2025 年 6 月 5 日（木）から 2025 年 6 月 10 日（火）までの間のいずれかの日（以下「売出価格等決定日」という。）に決定する。）
- (4) 売出方法 大和証券株式会社、SMB C 日興証券株式会社、野村證券株式会社及びみずほ証券株式会社を共同主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせた上で売出す。本売出しは、本売出し対象機関投資家（下記「<ご参考> 2. 本売出しの対象者について」にて定義する。）を対象とする。
- 本売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。
- 本売出しの売出株式の全部又は一部につき、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売されることがある。
- (5) 申込期間 売出価格等決定日の翌営業日
- (6) 受渡期日 売出価格等決定日の 3 営業日後の日
- (7) 申込証拠金 1 株につき売出価格と同一の金額とする。
- (8) 申込株数単位 100 株
- (9) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役 社長執行役員 伊藤正に一任する。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の普通株式の売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなされますようお願いいたします。この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。

## <ご参考>

### 1. 株式売出しの目的

本プレスリリースの冒頭に記載のとおり、当社の中長期的な企業価値の向上及び持続的な成長につき、投資家の理解を促進するとともに、プライム市場における上場維持基準の適合を目的として実施するものであります。

### 2. 本売出しの対象者について

本売出しは①国内の適格機関投資家（金融商品取引法第2条第3項第1号に規定する適格機関投資家をいう。）のうち、投資運用業を行う金融商品取引業者、銀行（ただし、金融庁が同庁ホームページ中「免許・許可・登録等を受けている業者一覧」において公表している「銀行免許一覧（都市銀行・信託銀行・その他）」（令和7年4月10日現在）内で「都市銀行」、「信託銀行」又は「その他」に分類する銀行に限る。）、保険会社、信用金庫連合会（信金中央金庫を指す。）、労働金庫連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、信用協同組合連合会（全国信用協同組合連合会を指す。）、農業協同組合連合会（全国共済農業協同組合連合会を指す。）、共済水産業協同組合連合会（全国共済水産業協同組合連合会を指す。）、企業年金連合会、②金融商品取引法第28条第3項に定める投資助言・代理業を行う金融商品取引業者、並びに③海外の機関投資家（以下「本売出し対象機関投資家」と総称する。）を対象として行います。当社は、本売出しによる売出株式の販売先を、価格形成能力が相対的に高いと考えられる国内及び海外の機関投資家のみにするのが、機関投資家層の拡大を通じた当社の適正な株価形成に資するものであり、ひいては本売出し対象機関投資家に限らない一般投資家を含む全ての株主にとって株主価値のさらなる向上につながると考え、本売出しの対象を本売出し対象機関投資家としています。

### 3. ロックアップについて

本売出しに関連して、売出人である GMO インターネットグループ株式会社は大和証券株式会社、SMB C 日興証券株式会社、野村証券株式会社及びみずほ証券株式会社（以下「共同主幹事会社」と総称する。）に対し、売出価格等決定日に始まり、本売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、本売出し等を除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社は共同主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の普通株式の売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなされますようお願いいたします。この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。

上記のいずれの場合においても、共同主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

#### 4. 目論見書の電子交付

引受人は、本売出しにおける目論見書の提供を、原則として、書面ではなく、電磁的方法による目論見書に記載された事項の提供（以下「目論見書の電子交付」という。）により行います（注）。

（注）目論見書提供者は、目論見書被提供者から同意を得た上で、目論見書に記載された事項を電磁的方法により提供した場合、目論見書の交付をしたものとみなされます。投資家は目論見書の書面による交付を選択することはできません。引受人が目論見書の電子交付を行う場合において、投資家から当該同意が得られないとき、また、当該同意が撤回されたときは、当該投資家に対しては目論見書の電子交付はできず、また、本売出しにおいては、当該同意が得られ撤回されていない投資家に対してのみ株式を販売します。

#### 5. 安定操作取引について

本売出しに関して、安定操作取引は行われません。

以上

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の普通株式の売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなされますようお願いいたします。この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。